

# 第2部

## 環境保全活動の推進

## 第1章 環境問題の現状と課題

現在、私たちの周りには、廃棄物問題や緑の減少などの身近な問題から、地球温暖化や生物多様性の損失に代表される地球規模の問題に至るまで、多種多様な環境問題が存在します。私たちは、次世代に負の遺産を残さないためにも、環境保全を常に念頭においた社会経済活動を行っていかねばなりません。

これまで我が国では、環境基本法(平成5年11月)を制定、環境基本計画(平成6年12月)を策定し、環境保全のための各種施策を推進してきました。地球温暖化問題に対しては、令和3年5月に地球温暖化対策の推進に関する法律が改正され、2050年カーボンニュートラルが基本理念として法定化され、同年10月に策定された地球温暖化対策計画において、令和12年度に温室効果ガスを平成25年度から46%削減することが目標として掲げられました。生物多様性の問題についても、平成5年に生物多様性条約が発効して以降、国際的な取組が進んでいます。令和4年12月にカナダで行われた生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)においては、新たな生物多様性に関する世界目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」などさまざまな取決めがなされました。

本市では、環境行政の総合的かつ計画的な施策展開を図るため、平成10年3月に川越市環境基本計画を策定し、平成11年には、環境マネジメントの国際規格であるISO14001を埼玉県内の市町村として初めて認証取得しました。平成23年に認証を返納してからもISO14001のノウハウを基に独自の環境マネジメントシステムを構築し、市が環境に与える影響の効果的かつ継続的な改善を図っています。平成18年9月には、本市における環境の保全に関する基本的な考え方や方向性などを明確にすることを目的として、川越市良好な環境の保全に関する基本条例を制定し、この条例に基づき、第三次川越市環境基本計画を平成28年3月に策定しました。平成29年2月には、市民、事業者、民間団体が自らの日常生活や事業活動における環境に配慮した行動指針を示した川越市環境行動計画をかわごえ環境ネットと協働で策定し、平成30年3月には、市域全体でより一層の地球温暖化対策を推進するために第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定し、令和6年3月には、2050年二酸化炭素排出量実質ゼロを目指し、2030年までの温室効果ガス排出量の削減目標等を定めました。今後も、市民等の意見を取り入れた効果的な進行管理を行い、市民、事業者、民間

団体が自主的、積極的に取り組むきっかけとなる事業の充実を図り、新たな環境問題や社会状況等の変化に対応していきたいと考えています。

## 第2章 川越市良好な環境の保全に関する基本条例

環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、川越市良好な環境の保全に関する基本条例を平成18年9月に制定しました。本条例では、環境の保全を推進する上での4つの基本理念を定めるほか、基本理念に沿って、市、市民、事業者、民間団体及び滞在者の役割や責務を明らかにしています。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために5つの施策の基本方針を定め、さらに、地球環境保全の推進として1つの章を設け、地域における地球温暖化対策や資源循環型社会の形成などを積極的に推進していくことを定めています。

表2-2-1 基本理念

- ①良好な環境を確保し、将来の世代へ継承しなければならない。
- ②生物の多様性を確保し、人と自然との共生を実現しなければならない。
- ③市、市民、事業者及び民間団体のそれぞれの役割分担及び協働の下に推進しなければならない。
- ④すべての事業活動及び日常生活において地球環境の保全を推進しなければならない。

表2-2-2 施策の基本方針

- ①大気、水、土壌その他の環境の自然的要素を良好な状態に保持すること。
- ②快適な都市環境を創造すること。
- ③人と自然が共生できる健全で恵み豊かな環境を確保すること。
- ④地球環境保全に資する社会を構築すること。
- ⑤市、市民、事業者及び民間団体が環境保全に関し協働して取り組める社会を形成すること。

## 第3章 第三次川越市環境基本計画

平成19年3月に策定した第二次川越市環境基本計画が、平成27年に最終年度を迎えたことから見直しを行い、平成28年3月に第三次川越市環境基本計画及

び川越市緑の基本計画(平成28年3月改定版)を策定しました。

同計画を推進し、本市の望ましい環境像の実現を目指してまいります。

## 第1節 基本的考え方

本市の良好な環境を保全・創造し、次世代も含めた市民が快適に暮らすことができるような各種の施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定しました。

市民、事業者、民間団体及び市が、力と知恵を出し合い、川越の将来の望ましい環境像を実現することを目指し、平成26年度を基準年度、令和7年度を目標年度としています。ただし、地球環境問題など長期的視点が必要な分野もあるため、両計画ともに長期的展望も踏まえた計画とします。また、本市を取り巻く環境や社会の状況の変化に応じて、必要な場合は適宜見直しを行います。対象とする範囲は、地球環境、生活環境、自然環境、快適環境と足元の日常生活から地球環境まで幅広くとらえています。計画の位置づけは、川越市良好な環境の保全に関する基本条例に基づく計画であるとともに、地方自治法に基づく第四次川越市総合計画を上位計画と位置付けるとともに、関連諸計画との整合を図っています。また、市が定める個別計画に対して、環境の保全・創造の基本的な方向を示しています。

## 第2節 望ましい環境像と環境目標

本市がめざす将来の望ましい環境像は「みんなでつくる、自然・歴史・文化の調和した人と環境にやさしいまち」としています。各主体の協働のもとに、市街地周辺部では豊かな自然環境と共生し、中心市街地では歴史・文化の香りを維持しながら、全ての事業や行動が人と環境にやさしいものとなり、その結果として環境、経済、社会のバランスが保たれ、市民一人ひとりが住みよと感じることができる環境となるように努めていきます。また、次の5つの環境目標を設定し、この目標を達成することによって、人にも自然にも地球にもやさしい川越市の環境を形成し、望ましい環境像を実現させていきます。

表2-3-1 環境目標

1. 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します(低炭素)
2. 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します(循環)
3. 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます(自然共生)
4. 健やかな暮らしのできる環境を確保し、健康を守

ります(安全・安心)

5. 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します(地域づくり・人づくり)

## 第3節 環境目標と施策の体系

### 1. 環境目標

望ましい環境像を実現するために、次の5つの環境目標に沿って施策を展開します。

表2-3-2 基本方針

#### (1) 地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します

温室効果ガスの排出を最小限に抑えた「低炭素社会」に転換することで、地球環境の保全と経済発展の実現を目指します。今後も、地球温暖化防止に取り組む活動を広げていき、市域における効果的な温室効果ガスの排出削減を図ります。

#### (2) 資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します

廃棄物問題の改善には、新たな資源の採取をできるだけ抑制し、環境負荷を可能な限り低減する循環型社会への構築を図る必要があります。そのために、廃棄物の発生・排出の抑制や資源化の促進など、適切な施策を講ずることを目指します。

#### (3) 自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます

武蔵野の面影を残す雑木林、湧水、身近な生き物といった特徴的な自然を次世代に引き継ぐため、都市的土地利用と自然環境的土地利用の計画的な推進により、豊かな生物多様性を保全し、人と自然が共生できるまちづくりを進めます。

#### (4) 健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります

生活環境における大気・水環境の保全及び化学物質等の対策を実践し、さらに国、県からの情報提供やモニタリング等の情報収集に取り組むことで、安全・安心な暮らしを確保し、市民の健康を守ります。

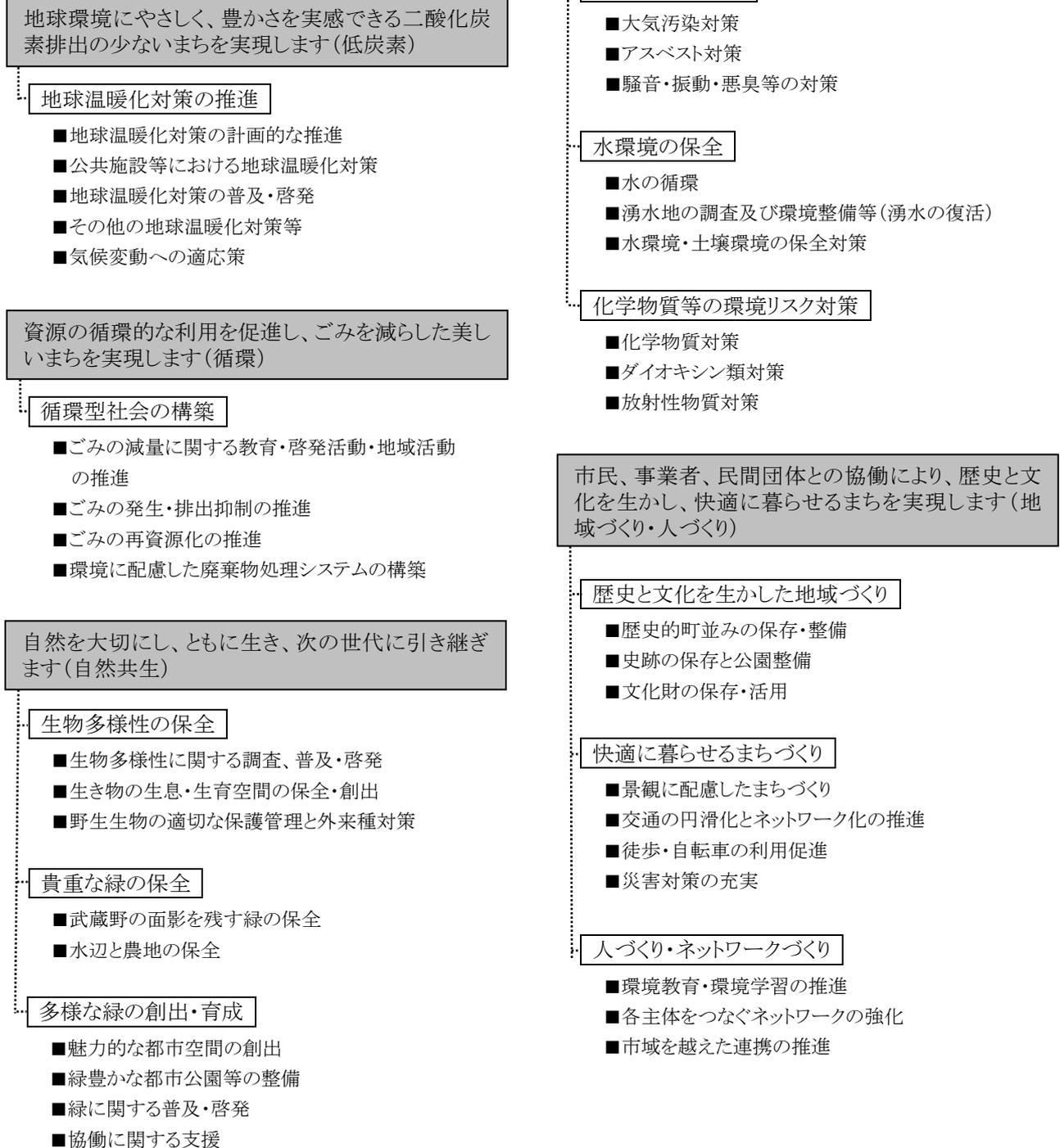
#### (5) 市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します

市民、事業者及び民間団体との協働により、歴史的文化的遺産を大切に守りながら、道路交通の円滑化や災害対策を充実させ、快適な都市環境を創造します。また、幼児から大人まであらゆる年齢階層に応じた環境教育・環境学習を推進します。

## 2. 施策の体系

望ましい環境像の実現に向けて、次のような体系に基づいて施策を推進します。

### 図2-3-1 施策の体系



地球環境にやさしく、豊かさを実感できる二酸化炭素排出の少ないまちを実現します(低炭素)

#### 地球温暖化対策の推進

- 地球温暖化対策の計画的な推進
- 公共施設等における地球温暖化対策
- 地球温暖化対策の普及・啓発
- その他の地球温暖化対策等
- 気候変動への適応策

資源の循環的な利用を促進し、ごみを減らした美しいまちを実現します(循環)

#### 循環型社会の構築

- ごみの減量に関する教育・啓発活動・地域活動の推進
- ごみの発生・排出抑制の推進
- ごみの再資源化の推進
- 環境に配慮した廃棄物処理システムの構築

自然を大切にし、ともに生き、次の世代に引き継ぎます(自然共生)

#### 生物多様性の保全

- 生物多様性に関する調査、普及・啓発
- 生き物の生息・生育空間の保全・創出
- 野生生物の適切な保護管理と外来種対策

#### 貴重な緑の保全

- 武蔵野の面影を残す緑の保全
- 水辺と農地の保全

#### 多様な緑の創出・育成

- 魅力的な都市空間の創出
- 緑豊かな都市公園等の整備
- 緑に関する普及・啓発
- 協働に関する支援

健やかな暮らしのできる環境を確保し、市民の健康を守ります(安全・安心)

#### 大気環境の保全

- 大気汚染対策
- アスベスト対策
- 騒音・振動・悪臭等の対策

#### 水環境の保全

- 水の循環
- 湧水地の調査及び環境整備等(湧水の復活)
- 水環境・土壌環境の保全対策

#### 化学物質等の環境リスク対策

- 化学物質対策
- ダイオキシン類対策
- 放射性物質対策

市民、事業者、民間団体との協働により、歴史と文化を生かし、快適に暮らせるまちを実現します(地域づくり・人づくり)

#### 歴史と文化を生かした地域づくり

- 歴史的町並みの保存・整備
- 史跡の保存と公園整備
- 文化財の保存・活用

#### 快適に暮らせるまちづくり

- 景観に配慮したまちづくり
- 交通の円滑化とネットワーク化の推進
- 徒歩・自転車の利用促進
- 災害対策の充実

#### 人づくり・ネットワークづくり

- 環境教育・環境学習の推進
- 各主体をつなぐネットワークの強化
- 市域を越えた連携の推進

## 第4節 推進体制

計画の推進に当たっては、各主体の行動が原動力となることはもちろんですが、同時に、各主体が互いに認め合い、共通の目的に向かって、ともに考え協力しあう「協働」の視点が大切です。

### 1. 川越市環境推進会議

本市の環境行政を総合的かつ計画的に推進するため、市の組織内において横断的な推進体制を構築し、計画の進捗状況や制度等の検討、複数の所管による関連事業の調整などを行います。

### 2. かわごえ環境ネット

市民、事業者、民間団体及び行政がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ、協働して環境保全活動を行い、「望ましい環境像」を実現していくための組織として、平成12年8月に設立されました。詳細は、本章第6節で説明しています。

かわごえ環境ネットと協働し、環境に関する活動や調査研究、提案や活動成果の発表、意見交換などを行い、各主体が一体となった取組を展開していきます。

## 第5節 進行管理

進行管理は、図2-3-3のとおり、計画(Plan)→実施(Do)→点検・評価・公表(Check)→改善(Action)というPDCAサイクルを基本とし、計画内容や計画に基づく施策・事業の継続的な改善を図ります。

### 1. 環境指標・目標値

環境指標・目標値を活用した、全体の進捗状況の点検を行います。

### 2. 川越市環境マネジメントシステム

市は、計画に基づく施策・事業の実施にあたり、川越市環境マネジメントシステムを活用して、毎年度、目的・目標・実施計画を策定し、進捗状況の自己点検を行います。詳しくは、第4章にて説明しています。

### 3. 年次報告

市は、毎年度、計画の進捗状況の点検結果などについて、川越市環境審議会に報告するとともに、年次報告書「かわごえの環境」、広報、インターネットホームページなどを通じて、市民等に公表し、評価を受けます。寄せられた提案や意見は、施策・事業の推進と、計画見直しに反映させています。また、計画に基づく施策・事業の成果・課題についての透明性の確保や予算等への評価結果の反映を図るため、行政評価システムを活用しています。

図2-3-2 推進体制

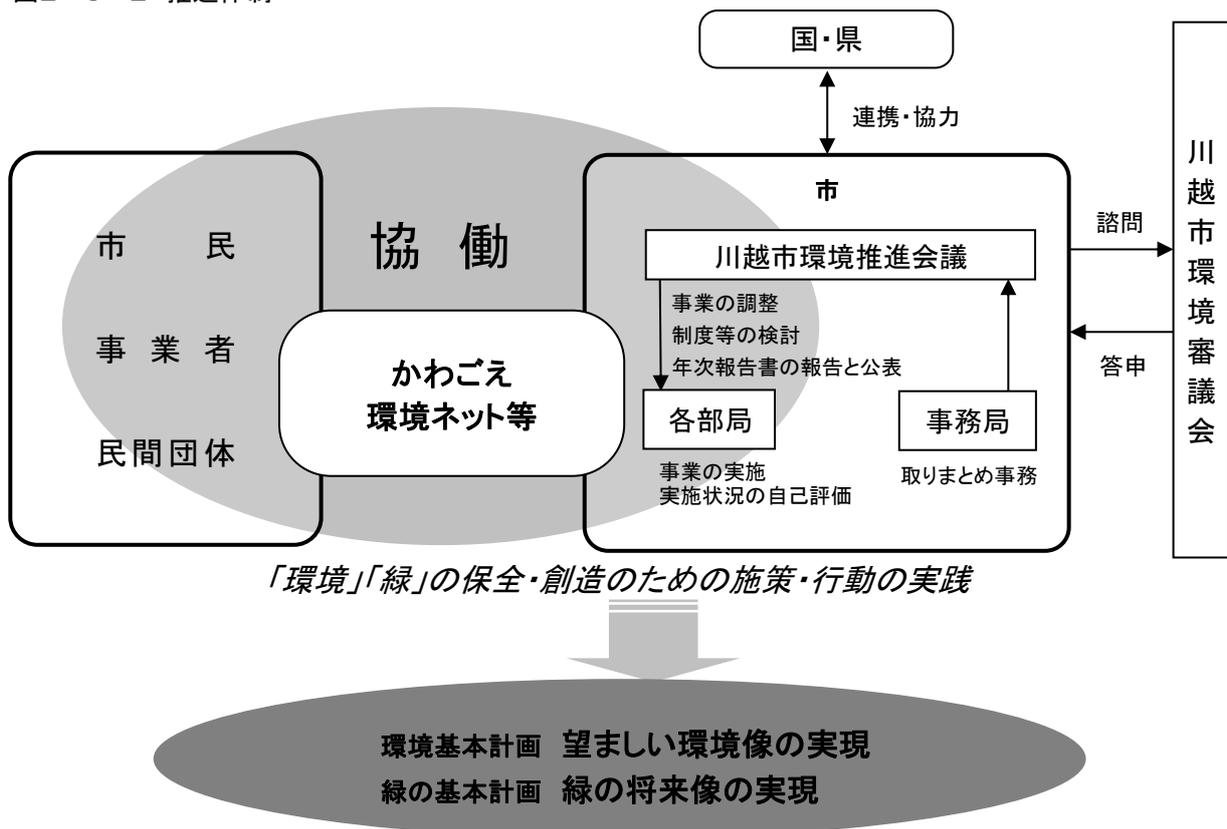
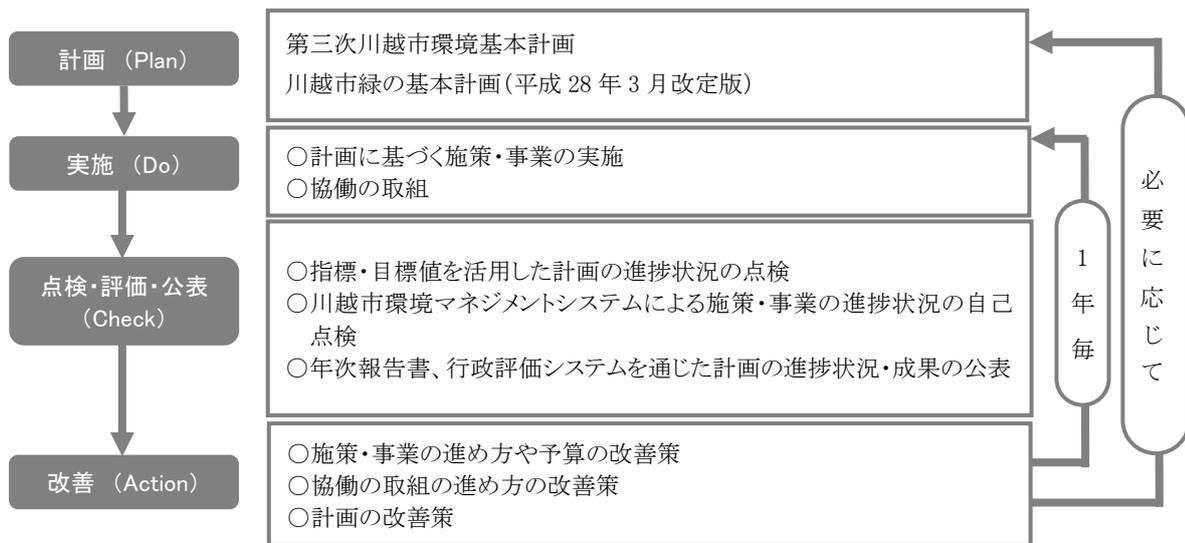


図2-3-3 進行管理



## 第6節 かわごえ環境ネット

### 1. 設立の経緯

多岐にわたる現在の環境問題を解決するためには、行政だけでなく、市民・事業者・民間団体の取組と協力が不可欠です。そこで、市民・事業者・民間団体・行政がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ協働して環境保全活動を行い、第二次川越市環境基本計画で定める将来の「望ましい環境像」を実現していくための組織として平成12年8月5日に設立されました。

令和6年度末の会員数は、個人 140、事業者21、民間団体25、行政(川越市)1の計 187 会員となっています。



かわごえ環境ネットシンボルマーク

### 2. 主な活動内容

令和6年度は「川越市環境基本計画に基づき、市民、事業者、行政、さらに民間団体がパートナーシップを形成し、それぞれが役割を理解しつつ実行できるよう、協働して行う事業について情報提供や調整を図ることにより、地域ぐるみで本市の望ましい環境像実現のための取り組みを活発にすること」をテーマに、本市における環境活動を展開しました。

主な活動内容は以下のとおりです。

表2-3-3 かわごえ環境ネット各機関の主な活動内容

総会	令和6年5月25日(土)、川越市立博物館視聴覚ホールにおいて開催され、17名(委任81名)の参加がありました。令和5年度事業報告のほか、会計監査報告、令和6年度事業計画等について議事がなされました。
理事会	毎月1回程度開催され、運営や事業活動計画などについて話し合いを行っています。(令和6年度11回開催)
広報委員会	令和4年1月より広報紙「月刊かわごえ環境ネット」を「広報かわごえ環境ネット」へ名称変更し、2か月に1回発行しています。
社会環境部会	地球温暖化対策の推進、循環型社会の形成、持続可能な社会の構築をテーマに、令和6年度は前年度より活動が始まった「環境対話カフェ」を3回、講演会を1回実施しました。
自然環境部会	市内に生息する野生の動植物の実態調査と保全活動を中心に、(仮称)川越市森林公園計画地での観察会や植物調査、池辺公園での保全活動などを実施しました。

### 3. 令和6年度の主要事業

4月8日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
4月9日	池辺公園定例活動※雨天中止
4月20日	春の里山 自然観察&クリーン活動
4月22日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
5月1日	広報かわごえ環境ネット 2024年5・6月号 (No.197) 発行
5月13日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
5月14日	池辺公園定例活動
5月25日	2024年度総会 川越市立博物館視聴覚ホールにて(出席17名・委任81名:計97名)
5月27日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
6月2日	川の一斉水質調査(1回目)
6月6日	イネ科研修会
6月10日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
6月11日	川の一斉水質調査(2回目) 池辺公園定例活動
6月15日	川の一斉水質調査(3回目)
6月24日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
6月26日	川越市環境計画見直し意見交換会
7月1日	広報かわごえ環境ネット 2024年7・8月号 (No.198) 発行
7月6日	田んぼの生きもの調査(かわごえ里山イニシアチブと共催)
7月7日	キノコの観察会
7月8日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
7月9日	池辺公園定例活動
7月22日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
7月27日	かすみがせききた環境対話カフェ(第1回) 虫の観察会(環境政策課と共催)
8月6日	池辺公園定例活動
8月28日	川越市環境計画見直し意見交換会
9月1日	広報かわごえ環境ネット 2024年9・10月号 (No.199) 発行

9月8日	かすみがせききた環境対話カフェ(第2回)
9月9日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
9月10日	池辺公園定例活動
9月23日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
9月28日	かすみがせききた環境対話カフェ(第3回) 小畔川魚とり遊び
10月5日	川越水上公園の生き物観察会(環境政策課と共催)
10月8日	池辺公園定例活動
10月14日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
10月26日	古谷湿地さかな観察会(環境政策課と共催)
10月28日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
10月30日	川越市環境計画見直し意見交換会
11月1日	広報かわごえ環境ネット 2024年11・12月号 (No.200) 発行
11月3日	伊佐沼キタミンウ観察会(埼玉県生態系保護協会川越・坂戸・鶴ヶ島支部と共催)
11月11日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
11月12日	池辺公園定例活動
11月23日	雨と緑を楽しむグリーンインフラ講座
11月25日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
12月9日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
12月10日	池辺公園定例活動
12月22日	歳末まち美化活動
12月25日	川越市環境計画見直し意見交換会
令和7年	
1月1日	広報かわごえ環境ネット 2025年1・2月号 (No.201) 発行
1月13日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
1月27日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
2月10日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
2月11日	池辺公園定例活動

2月24日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
2月26日	川越市環境計画見直し意見交換会
3月1日	広報かわごえ環境ネット2025年3・4月号 (No.202)発行 第23回かわごえ環境フォーラム
3月9日	アースデイ川越 in 昭和の街 2025 出展
3月10日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動
3月11日	池辺公園定例活動
3月22日	「生物多様性講座」～かわごえの植物をたずねて～(環境政策課と共催)
3月24日	(仮称)川越市森林公園計画地 植物調査・保全活動

## **第7節 市民環境調査**

### **1. 市民環境調査**

例年、暮らしのなかで環境を考えるきっかけ作りを目的として、市主催にて市民による環境調査を実施しています。近年では、まち歩き暑さ測定ツアーや身近な場所の気温等観測調査を行っています。

令和6年度は、川越市内の「湧水探訪」を行いました。5名の参加があり、現地視察と水質調査を通じて、身の回りの環境について改めて考える機会となりました。



令和6年度市民環境調査「湧水探訪」の様子

## 第4章 川越市環境マネジメントシステム

### 第1節 ISO14001 認証の返上について

本市は、平成11年11月11日に ISO14001 の認証を取得し、環境マネジメントシステムの実施を始めました。それから10年以上が経過し、システムの運用と環境配慮の取組が組織に定着してきたこと、過去の外部審査の結果において、内部環境監査が高い評価を得ていること、より効率的な環境マネジメントシステムの構築が求められていること、認証登録・維持にかかるコストを削減すること等を理由に、平成23年3月31日をもって、認証を返上することとしました。

ISO14001 の認証を返上しましたが、川越市環境マネジメントシステムに基づく取組は従来どおり実施し、川越市が環境に与える影響を継続的に改善していきます。

### 第2節 新システムへの移行

平成23年度から、ISO14001 を参考とした川越市独自の環境マネジメントシステムへ移行しました。この移行に伴い、これまで限定的だった取組の適用範囲が全庁へ拡大されました。また、部局室を主体とした運用にすることで取組の管理がしやすくなりました。ISO14001 認証下では膨大な事務文書があり、各所属への負担が大きいことが懸案事項でしたが、新システムではマニュアルをはじめ文書の簡略化とシステムの効率化を図り、事務負担を軽減しました。

### 第3節 川越市環境マネジメントシステムの概要

#### 1. システム構築の目的

環境負荷の低減、汚染・事故防止、地域・住民に対する信頼性の向上を目的としています。

#### 2. システムの適用範囲

市役所職員、公共施設、業務がシステムの適用対象となります。

#### 3. 川越市環境マネジメントシステムの実施・推進組織

市長を筆頭に、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(点検・是正)、ACTION(見直し)のPDCAサイクルを用いたトップマネジメントを採用しています。市長が定めた環境方針と公共施設の全体目標を踏まえ、各部局室が事業の独自性を考慮した環境目的を策定し、さらに各所属で具体的な取組目標を設定します。取組の管理は

部局室毎に行われ、各部局室長から環境部長へ結果等が報告されます。環境部長はこれを環境推進会議に報告し、環境推進会議で市長見直しに資する各種情報の検討が行われます。これを受けて市長は見直しを行い、その内容が当該年度及び翌年度の取組へと反映されていきます。

#### 4. 川越市環境マネジメントシステムの特徴

- (1) 職員全員に、職責に応じた環境配慮の自覚を促し、幅広く環境への意識・役割を認識してもらうため、階層別に職員研修を行っています。
- (2) 客観的かつ的確な監査を実施するため、環境部から独立した組織により環境監査を実施しています。
- (3) 市が率先して取り組む省エネ推進事業を市民等にも広げていくため、家庭及び学校への取組の展開を図っています。

図2-4-1 環境マネジメントシステム概念図



### 第4節 令和6年度実施結果

#### 1. 公共施設全体の環境目標

##### 【全体目標の設定】

環境マネジメントシステムにおける公共施設全体の環境目標の指標は、「川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」(以下「実行計画(事務事業編)」という。)の目標と同じ項目にすることで、計画との整合性と管理の効率化を図っています。

##### 《令和6年度目標値》

実行計画(事務事業編)においては、各指標で令和7年度までに達成すべき数値目標を掲げています。

環境マネジメントシステムの目標設定の際には、この目標値を参考に、以下の点を総合的に判断して目標値を定めます。

- ① 実行計画(事務事業編)の該当年度を目標とした年

度ごとの数値を原則とする。

- ②目標が未達成の場合は、再度前年度と同じ目標値で取り組む。
- ③目標を達成した場合は、実行計画(事務事業編)の次年度の目標の数値とする。
- ④目標を大きく達成し、実行計画(事務事業編)の目標年度の目標値を達成した場合には、目標年度の数値以下を維持することとする。
- ⑤施設の新設、計画策定など、明確な理由がある場合には、その内容を加味して目標設定する。

表2-4-1 公共施設の全体目標

	H25実績 (基準)	R7目標
(1) 電力使用量(kWh)	38,530,577	31,671,513
(2) ガソリン使用量(ℓ)	218,586	180,062
(3) その他燃料使用量(t-CO <sub>2</sub> )	6,803	6,214
(4) コピー用紙の購入量(枚)	48,242,000	47,240,000
(5) 水道使用量(m <sup>3</sup> )	708,991	708,991

【全体目標の取組結果】

令和6年度は公共施設全体の環境目標の指標において、5項目中2項目の目標を達成しています。

(1) 電力使用量

全公共施設(消防組合を含む)における電力使用量が対象となっています。

令和6年度の実績値は、昨年度に比べ減少したものの、目標を達成することができませんでした。

令和6年度は、8月に記録的短時間豪雨や台風等による降雨の影響でポンプの稼働が増加したことや令和5年10月に一時休止していた施設が令和6年に営業を再開したことなどにより電気使用量が増加したことが目標を達成することができなかった主な要因として考えられます。

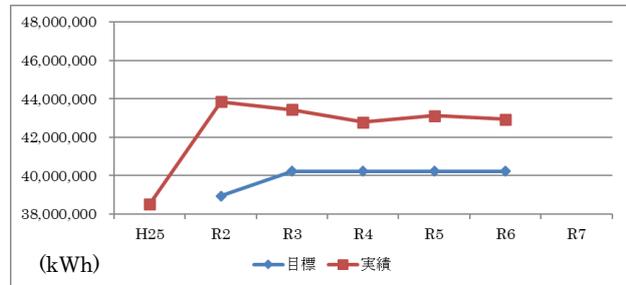
《今後の対応》

新規の施設の稼働開始や稼働率の上昇、増設した設備の稼働開始などにより、電力使用量は年々増加傾向にあります。本庁舎や川越まつり会館等、個別空調設

備の導入や照明設備のLED化により、電力使用量が減少しているため、他の公共施設においても、空調や照明設備の更新を進める必要があると考えられます。

今後も職員による節電を推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替を図り、電力使用量の削減に努めます。

図2-4-2 電力使用量に係る取組結果



(2) ガソリン使用量

全公共施設(消防組合を含む)におけるガソリン使用量が対象となっています。

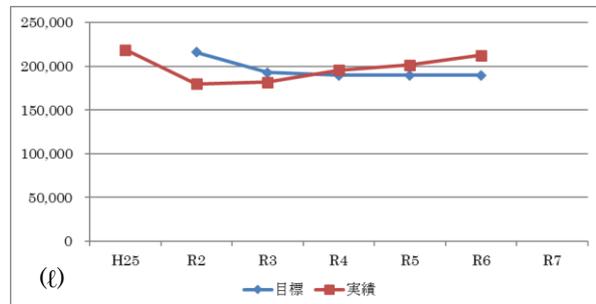
令和6年度の実績値は、昨年度に比べ上回り、目標を達成することができませんでした。

令和6年度は、巡回や現地調査などの出張回数が増加したこと、消防局における救急件数や現場活動時間が増加したことなどが増加の主な要因として考えられます。

《今後の対応》

環境性能に優れた自動車の導入、エコドライブの徹底、自転車の利用促進により、ガソリン使用量の削減を図っていきます。

図2-4-3 ガソリン使用量に係る取組結果



(3) その他燃料使用量

全公共施設(消防組合を含む)におけるガソリン以外の燃料使用量が対象となっています。(数値は燃料使用量を二酸化炭素排出量に換算したもの)

令和6年度の実績値は、昨年度に比べ上回り、目標を

達成することができませんでした。

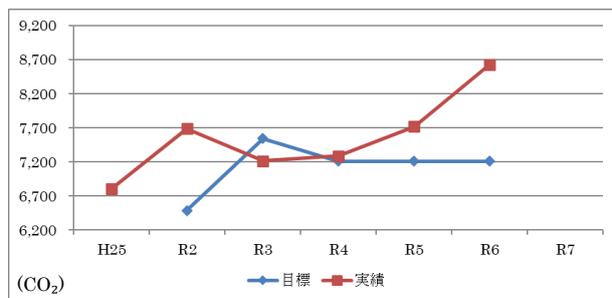
その他燃料使用量(二酸化炭素排出量に換算した排出量)は、主にLPGや都市ガスの使用が大きく影響していると考えられます。

令和6年度は、資源化センターにおいて、令和5年度と比較して炉の運転日数が増加したこと、斎場において空調設備の不具合が発生したこと、総合福祉センターや西後楽会館等の施設利用者数が増加し、空調設備や入浴施設等の利用が増えたことが増加の要因として考えられます。

#### 《今後の対応》

職員による省エネを推進すると同時に、設備改修などの機会をとらえて省エネ性能の高い機器への入替えを図り、燃料使用量の削減に努めます。

図2-4-4 その他燃料使用量に係る取組結果



#### (4) コピー用紙の購入量

全公共施設(消防組合を含む)におけるコピー用紙購入量が対象となっています。

令和6年度の実績値は、昨年度に比べ減少し、目標を達成することができました。

市役所では、計画の策定や制度改正に係る配布資料の作成などで大量の紙資源を消費しています。

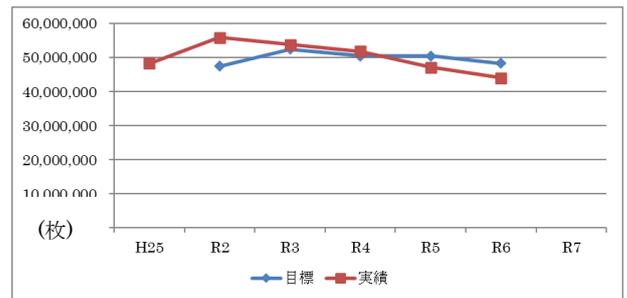
令和6年度は、財務会計システムや文書管理システムの電子決裁を導入したことやペーパーレス会議を推進したことなどのほか、学校においては、学校と家庭との連絡をデジタル化する連絡システムを導入するなど、ICTの活用を推進したことにより、目標値を達成したものと考えられます。

#### 《今後の対応》

今後、事務事業のデジタル化が進むことにより、さらに減少していくものと考えられますが、職員への削減意識を啓発し、庁内で行われる会議等については、職員が業務で使用するパソコンを持参し、パソコンで資料を閲覧するなどして、会議等における資料のペーパーレス

化の徹底を推進します。

図2-4-5 コピー用紙購入量に係る取組結果



#### (5) 水道使用量

全公共施設(消防組合を含む)における水道使用量が対象となっています。

令和6年度の実績値は、目標値以下に抑えることができました。

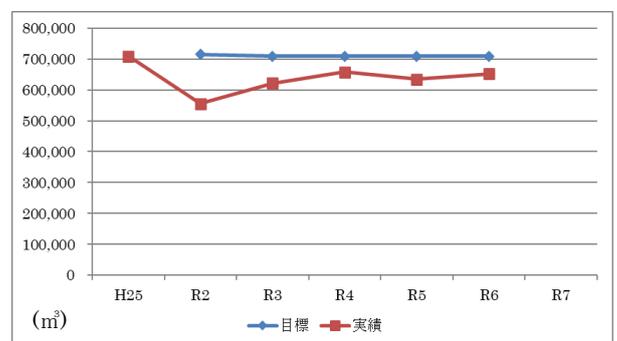
水道使用量については、総合福祉センターやなぐわし公園PiKOAにおいて令和5年度に休止していたプールを再開したことや小中学校において漏水が発生したことが令和5年度と比較し増加した要因として考えられます。

#### 《今後の対応》

公共施設では、施設の稼働率に水道使用量が左右されるため、職員の努力だけではなく、利用者への節水の呼びかけや、設備の効率的な運転を心がけ、削減を図っていきます。

また、公共施設の中には、老朽化により漏水等が発生する可能性があるため、こまめな日常点検を行い、漏水の早期発見に努めます。

図2-4-6 水道使用量に係る取組結果



## 2. 所属の環境目標

### 【目標の設定】

第三次川越市環境基本計画や第五次川越市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)等の目標を達成するため、環境負荷の低減や公共工事に関する環境配慮、施設の管理、環境施策などについての目標を、出先機

関を含めた全所属で設定しています。

### 【所属の環境目標の取組結果】

令和6年度は全所属の環境目標において442項目中336項目の目標を達成しています。

### 3. 環境関連法規制等の順守状況

環境マネジメントシステムでは、川越市が事業者として、また行政として順守すべき事務、施設管理、公共工事、環境施策に関する法規制等を該当所属毎に管理しています。

令和6年度はすべての所属で事務に関する法規制(国等による環境物品等の調達に関する法律(以下「グリーン購入法」という。)を除く)が順守されました。また、施設管理、公共工事、環境施策に関する法規制等は該当する所属で管理していますが、全ての所属で順守されました。

### 4. 川越市グリーン購入基本方針等

本市では、令和3年4月1日に「川越市グリーン購入基本方針」及び「川越市グリーン購入ガイドライン」を策定し、グリーン購入法に適合した物品等の調達に努めています。

また、国の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で規定する「特定調達品目」のうち、市が独自に判断基準を設定する品目を「川越市グリーン購入重点調達品目」として定め、調達実績について、毎年度終了後に取りまとめの上、公表するものとしています。

令和6年度は計5所属で、計10件の川越市グリーン購入ガイドラインの判断基準に適合した物品等の調達が行われませんでした。

### 5. 目標未達成項目への対応

令和6年度は公共施設全体の環境目標において、5つの目標の内3つ、所属の環境目標においては442項目中76項目の目標未達成がありました。これらの目標未達成項目については、該当所属毎に原因等を検証し、取組の改善に努めていきます。

### 6. 市長見直し

市長は、毎年1回、環境マネジメントシステムが継続して妥当でかつ効果が上がるように機能しているかどうかを確認するために、次年度の予算要求及び予算編成に合わせ、環境マネジメントシステムの見直しを行います。

令和6年度の市長による見直しは、令和6年11月28日に実施され、新たな川越市環境マネジメントシステムの運用方針が決まりました。

### 7. 教育・訓練の実施(緊急事態訓練含む)

職員の環境への取組を推進するため、令和6年度は以下のとおり教育・訓練を実施しました。

表2-4-2 教育・訓練実施結果

研修名	回数	参加人数
新規採用職員研修	2回	122人
昇任者環境問題研修(主任)	1回	51人
昇任者環境問題研修(副主幹)	1回	40人
昇任者環境問題研修(課長)	1回	14人
教養研修	1回	52人
環境監査員養成研修	1回	20人
エコ推進員研修	1回	122人
職場会議	随時	各所属の全職員
緊急事態訓練	管財課・会計室ほか各随時	

※昇任者研修及びエコ推進員研修に関しては動画配信形式にて実施

### 8. 環境に関する意見・苦情等

システムの継続的な改善を図るために、職員、市民からの意見・苦情等を市長の見直しに資する情報として提供しています。令和6年度は、市民から1,872件の意見が寄せられました。

### 9. 環境監査

本市システムが適切に構築されており、法的要求事項及びその他の取り決め、マニュアル、環境方針並びに目的、目標に適合した運用がなされ、有効かつ妥当なものであるかどうかを監査しています。その結果は市長に報告し、システム見直しに反映しています。また、環境部から独立した組織で、責任と権限を持っています。

令和6年度は、47の所属について環境監査を実施しました。

## 第5章 地球温暖化防止の取組

### 第1節 地球温暖化をめぐる現状

地球温暖化の影響による気候変動によって、世界各国で大雨、熱波、干ばつなど異常気象による災害が多

発し、それに伴う農作物の生育不良など、かつてない深刻な危機に直面しています。このような状況は、もはや「気候変動」ではなく「気候危機」とも言われています。

令和3年8月に公表された国連の気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の第6次評価報告書第1作業部会報告書では、人間の影響が大气・海洋・陸域を温暖化させていることは「疑う余地がない」と報告されました。将来に向けて、地球温暖化を防止し、気候変動などのリスクを低減するためには、全世界共通の課題という認識の下、これまで以上に地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出量削減に取り組むことが必要になっています。

このように地球温暖化対策の必要性が高まる中、国内では、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現」を目指す方針が示され、令和3年4月には、「令和12年(2030年)度までに温室効果ガス排出量を、平成25年(2013年)度比で46%削減する」新たな削減目標が示されました。また、令和3年10月には、新たな削減目標を踏まえた国の地球温暖化対策計画が策定されました。

本市においては、令和3年5月に、「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を表明し、2050年脱炭素社会の実現に向けて、国や他の自治体と協力して地球温暖化対策に取り組んでいくこととしました。今後、国や他の自治体の動向を注視しつつ、川越市地球温暖化対策条例に基づき、率先して総合的かつ計画的な取組を進めてまいります。

## **第2節 川越市地球温暖化対策条例**

川越市地球温暖化対策条例は、平成19年12月19日に市議会で議決され、同日に公布・施行されました。この条例は、地球温暖化対策を推進し、現在と将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。条例で規定している主な内容は次のとおりです。

- ①市、事業者、市民、民間団体、滞在者の責務
- ②地球温暖化対策地域推進計画の策定(平成21年3月)
- ③事業者による温室効果ガスの排出量に係る削減計画書の作成等(平成21年4月1日施行)
- ④建築主による建築物に係る環境に配慮した計画書の作成等(平成21年1月1日施行)
- ⑤小売販売事業者による特定機械器具の省エネルギー性能の表示(平成21年1月1日施行)
- ⑥その他地球温暖化対策推進のために必要な措置

## **第3節 第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)**

平成20年6月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が改正され、特例市以上の地方公共団体は、自らの事務・事業に係る地球温暖化対策に加え、地域の自然的社会的条件に応じた施策を地方公共団体実行計画に盛り込むことが義務付けられたことなどから、本市においても平成21年3月に「川越市地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。計画では、市域から排出される温室効果ガス排出量についての目標や、これを達成するための7つの重点プロジェクトを設けて、積極的な対策を講じてきました。平成25年3月には、同計画の見直しを行い、今後の本市における地球温暖化対策のさらなる推進を図るため「第二次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

平成27年12月に「パリ協定」が採択され、本市の地球温暖化対策においても、「パリ協定」という新たな国際的な枠組の中で、地球規模の気候変動等の課題に対する取組を早期に推進していくため、令和2(平成32)年度までを計画期間としていた「第二次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を改定し、平成30年3月に「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

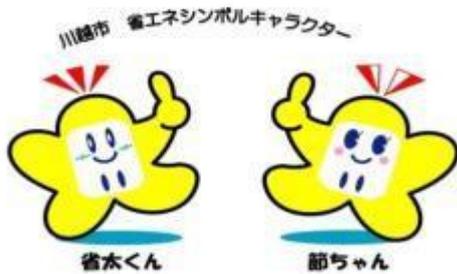
令和3年10月には、国が令和2年に表明した「2050年脱炭素社会の実現」に向けた計画として「地球温暖化対策計画」が閣議決定されました。本市においても国の新たな計画や「小江戸かわごえ脱炭素宣言」を踏まえた取組を推進するため、令和6年3月に「第三次川越市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の目標等の見直しを行いました。同計画では本市の将来像として「みんなでつくる、豊かさを実感できる 脱炭素のまち」を掲げ、新たな目標の達成に向けた取組を推進します。

## **第4節 省エネルギーの推進**

### **1. 「1%節電運動」の取組と成果**

本市では、平成8年4月から「無理なく、抵抗なく、自然体で」をモットーに、「1%節電運動」を開始しました。

この運動では、各所属、公共施設毎に「1%節電推進員(現エコ推進員)」を選任するとともに、職員手作りのポスターを貼り、庁内放送で節電を呼びかけるなど、全庁的に取り組んできました。



## 2. 「1%節電運動」以降の取組

平成10年3月に、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「川越市環境基本計画」を策定し、平成11年2月に「川越市環境にやさしい率先実行計画（資源の有効利用および省エネルギー・新エネルギー編）」、同年5月、「川越市環境にやさしい率先実行計画（公共事業における環境配慮編）」を策定し、すべての活動に対してできることから率先して環境配慮を実施していく「1%節電プラス1（ワン）運動」にステップアップしました。その後もその時々々の環境行政の潮流等を考慮しながら、基本計画や各実行計画の改定を行い、平成28年3月に策定された「第三次川越市環境基本計画」を柱に、「第三次川越市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（令和6年3月改定）、「第五次川越市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（令和3年3月）、「公共工事における環境配慮指針（平成21年3月）」に沿って取組を展開しています。なお、「1%節電プラス1（ワン）運動」は、平成23年に発生した東日本大震災以降の慢性的な電力不足の状況から、更なる省エネルギーの必要性を考慮し、平成24年度から「省エネ推進事業」に名称を改め、より積極的な取組を展開していくこととしています。

## 3. 「川越 Biz」の実施

本市で取り組んでいる省エネ推進事業の推進を目的として、通年で室温管理の徹底に取り組む「川越 Biz」を実施しています。

また、特に電力需要の高まる7月～9月については公共施設全体で節電対策に関する取り組みを行っています。

### (1) 実施内容

年間を通して、冷房使用時には室内温度が28℃程度、暖房使用時には室内温度が19℃程度になるよう調整し、過度な冷暖房に頼ることなく節電・省エネルギーに努めるとともに、柔軟で自由な発想・意識改革を促し、公務能率と市民サービスの向上を目指しています。

## (2) クールビズ・ウォームビズ推奨期間

室温調整の徹底を図るとともに、5月1日から10月31日をクールビズ推奨期間、12月1日から3月31日をウォームビズ推奨期間として設定し、職員が働きやすい服装で勤務することを推奨しています。

## (3) 職員の服装

- ・夏季は原則としてノーネクタイ、半袖のワイシャツなどの服装で勤務します。
- ・冬季はセーターやベストを重ね着する、ひざ掛けを使用するなど、各自で工夫して勤務します。
- ・市職員としての品位を損なわない服装とします。
- ・執務中は必ず名札を着用します。
- ・出張等の場合は原則として個人の判断に任せることとし、弾力的に対処するものとします。

## 4. ノー残業デーにおけるエネルギー管理

地球温暖化対策の実践及び職員の健康の保持・増進、事務の効率化を目的として、毎週水曜日を「ノー残業デー」としています。これに合わせて、不要な照明の消灯、OA 機器のプラグ管理、コピー機の節電モード設定、階段の利用促進などのエネルギー管理の徹底を呼び掛けています。

## 5. エコドライブの普及推進

自動車走行に伴う燃料消費を抑え、自動車から排出される二酸化炭素等を削減するため、環境にやさしく無駄の少ない運転「エコドライブ」を推進しています。

また、公用車について、電気自動車などの低公害車の導入を推進しています。



令和2年度導入の電気自動車

## 6. 指定暑熱避難施設（川越ひと涼み処）

本市では夏季の暑い時間帯に自宅でのエアコンの使用を控え、公共施設のロビーなどみんなで涼しいところで過ごすという節電対策として、クールシェアスポット指

定事業を実施してきましたが、令和6年4月1日に「改正気候変動適応法」が施行されたことに伴い、「指定暑熱避難施設(川越ひと涼み処)」指定事業に改めました。川越ひと涼み処は熱中症による健康被害が生じ得る高温時(「熱中症特別警戒情報」発表時等)には、市民等が熱中症による健康被害にあわないよう危険な暑さから避難できる場所として、また平常時(「熱中症警戒情報」等の発表が無いなど熱中症にかかる危険度が低い日)は、省エネルギーを主たる目的に「涼」をシェアする場所として開放しています。令和6年度は民間施設を含めて27施設で行いました。



川越ひと涼み処ポスター

## 第5節 再生可能エネルギーの導入

地球温暖化対策には、さらなる省エネルギーの推進とともに、再生可能エネルギーの開発と導入が不可欠です。地球環境の保全、環境への負荷の低減、化石燃料の有限性等を考えた場合、再生可能エネルギーの導入を積極的に進めていく必要があります。

本市では、「1%節電運動」によって削減された経費を市民に還元しようという考えから、平成9年度に太陽光発電システムを設置しようとする市民に対する補助事業を開始しました。その後、太陽熱利用システム、燃料電池コージェネレーションシステム、蓄電池等への補助金制度を開始し、令和6年度からは奨励金制度に改め、継続的に再生可能エネルギーの導入を促進しています。

### 1. 住宅用太陽光発電システム設置に対する助成

住宅用太陽光発電システムは、太陽光のエネルギーを利用して発電し、発電した電気を住宅で使用することができます。本市は、全国平均と比較して日照時間が長く、太陽エネルギーの活用に適した地域と考えられ、平成9年度から補助金制度を開始しました。

表2-5-1 補助事業の成果

年度	補助件数	補助金額(円)	発電能力(kW)	CO <sub>2</sub> 削減能力(t)
R2	30	900,000	120.00	54.1
R3	29	870,000	116.00	52.3
R4	137	6,850,000	548.00	247.1
R5	88	4,020,000	352.00	174.3
R6	81	2,430,000	603.44	123.5
合計	5,685	575,829,600	20,498.27	8776.3

※合計値は補助金制度を開始したH9～R6の合計です。



太陽光発電設置住宅

### 2. 住宅用太陽熱利用システム設置に対する助成

住宅用の太陽熱利用システムは、太陽の熱を使って温水や温風を作り、給湯や暖房に利用するシステムです。また、太陽光発電に比較してエネルギー効率がが高く、設置面積が小さい屋根でも利用できます。本市は、ソーラーシステムや太陽熱温水器などの住宅用太陽熱利用機器設置に対する補助金制度を、平成21年度から開始しました。

表2-5-2 補助事業の成果

年度	交付件数	交付金額(円)
R2	0	0
R3	0	0
R4	0	0
R5	0	0
R6	1	10,000
合計	178	3,230,000

※合計値は補助金制度を開始したH21～R6の合計です。



ソーラーシステム設置住宅 太陽熱温水器設置住宅

### 3. 家庭用燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)設置に対する助成

家庭用燃料電池コージェネレーションシステムは、都市ガスなどから水素を取り出し空気中の酸素と化学反応させて発電するシステムです。また、発電時にでた熱も給湯に利用します。電気を作る場所と使う場所が同じなので、エネルギーを無駄なく使える環境にやさしいシステムです。本市は、システム設置に対する補助金を、平成28年度から開始しました。

表2-5-3 補助事業の成果

年度	補助件数	補助金額(円)
R2	3	150,000
R3	1	40,000
R4	1	40,000
R5	4	120,000
R6	2	60,000
合計	52	2,500,000

※合計値は補助金制度を開始した H28～R6の合計です。



エネファーム設置住宅

### 4. 家庭用蓄電池設置に対する助成

蓄電池は電気を蓄え必要な時に使うことができる機器であり、電力のピークシフト用の電源として使用できるため、エネルギーの効率的な利用につながります。また、災害時において非常用の電源として利用できます。本市は家庭用蓄電池設置に対する補助金を、平成28年度から開始しました。

表2-5-4 補助事業の成果

年度	補助件数	補助金額(円)
R2	38	1,900,000
R3	35	1,400,000
R4	154	9,240,000

R5	148	5,920,000
R6	121	3,630,000
合計	815	58,730,000

※合計値は補助金制度を開始した H28～R6の合計です。



蓄電池設置住宅

### 5. V2H充放電設備に対する補助

V2H充放電設備は電気自動車と住宅とで相互に電力を供給するシステムであり、発電した電力の効率的な利用につながります。また、蓄電池と同様に災害時において非常用の電源として利用できます。本市ではV2H 充放電設備に対する補助金を令和4年度から開始しました。

表2-5-5 補助事業の成果

年度	交付件数	交付金額(円)
R4	1	200,000
R5	—	—
R6	4	120,000
合計	5	320,000



V2H充放電設備設置住宅

### 6. ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)

ネット・ゼロ・エネルギーハウス(ZEH)は、高断熱化と省エネ設備の導入によって消費エネルギーを減らし、太陽光発電などの再生可能エネルギーによってエネルギーを創り出すことで、エネルギー収支が正味ゼロになることを目指した住宅であり、「省エネ」と「創エネ」の2つの観点から有用です。川越市では令和6年度から ZEH

への奨励金制度を実施し、5件に奨励金を交付いたしました。

### 7. 公共施設での太陽光発電システムの積極的導入

住宅用太陽光発電システム設置者への支援を行うと同時に、市民の環境保全に対する理解・意識を高め、また太陽光発電システムを普及促進するため、「新設の公共施設すべてに、また、小・中学校は環境教育上重要なのですべてに設置する」という方針により、公共施設へ積極的に太陽光発電システムを導入しています。

平成18年度までに、市立のすべての小・中学校及び特別支援学校に太陽光発電システムの設置が完了しています。



公共施設への導入事例(野田中学校)

表2-5-6 公共施設への導入実績

導入年度	施設名	容量(kW)
H9	市庁舎 ※1	3
H10	川越中央消防署	20
	脇田新町保育園	10
	総合保健センター	10
	富士見中学校	3
H11	大東中学校	3
	市民聖苑やすらぎのさと	20
H12	仙波小学校	3
	武蔵野小学校	3
	芳野小学校	3
	高階小学校	3
	大東東小学校	3
	上戸小学校	3
	初雁中学校	3
	東中学校	3
	高階西中学校	3
	名細中学校	3
	今成保育園	15
	霞ヶ関北市民センター	10
	中央公民館	10
	さわやか活動館	10
H13	川越小学校	3
	泉小学校	3
	南古谷小学校	3
	高階北小学校	3
	福原小学校	3
	大東西小学校	3
	霞ヶ関小学校	3
	名細小学校	3

	山田小学校	3
	川越第一中学校	3
	芳野中学校	3
	砂中学校	3
	福原中学校	3
	霞ヶ関中学校	3
	山田中学校	3
	大東保育園	15
	川越駅東口図書館	30
	霞ヶ関北小学校	30
H14	川越第一小学校	3
	中央小学校	3
	大塚小学校	3
	古谷小学校	3
	牛子小学校	3
	高階南小学校	3
	霞ヶ関東小学校	3
	霞ヶ関西小学校	3
	川越西小学校	3
	野田中学校	3
	南古谷中学校	3
	高階中学校	3
	大東西中学校	3
	霞ヶ関西中学校	3
	川越西中学校	3
	北部地域ふれあいセンター	100
	川越まつり会館	30
美術館	50	
H15	新宿小学校	3
	今成小学校	3
	古谷東小学校	3
	高階西小学校	3
	寺尾小学校	3
	霞ヶ関南小学校	3
	広谷小学校	3
	城南中学校	3
	寺尾中学校	3
	霞ヶ関東中学校	3
	鯨井中学校	3
	特別支援学校	10
	名細保育園	15
	保健所	50
川越西消防署名細分署	20	
H17	菅間学校給食センター	20
	下水道管理センター	5
H18	月越小学校	10
H19	高階市民センター	20
	東部地域ふれあいセンター	22.4
H21	資源化センター	166.9
	名細市民センター	15
H22	公用車管理棟	10
H24	なぐわし公園PiKOA	70
H25	大東市民センター	10
H26	ウェスタ川越 ※2	300
H27	野田中学校 ※3	10

H28	斎場	34.3
H29	菅間第二学校給食センター	156.2
H30	霞ヶ関西公民館	10
	児童発達支援センター	10
R2	南古谷保育園	15
R3	子育て安心施設	4
R5	なぐわし公園電気自動車用充電ステーション	6
延べ90箇所		1,512.2
令和6年度末現在89箇所		1,509.2

※1 令和3年度に撤去しました。

※2 5:5で埼玉県と川越市の共同管理です。

※3 野田中学校はH14及びH27に設置していますが、併せて1箇所とします。

## 8. 土地貸しによる大規模太陽光発電事業

太陽光発電のより一層の普及促進と、公有地の有効活用及び環境学習の推進を図ることを目的に、資源化センターの第一調整池の一部を事業者に貸し、事業者はその土地で大規模太陽光発電事業を実施する「土地貸し」事業を実施しています。事業者はフロート式の太陽光発電システム 708.74kW を設置し、売電によって得られる収益から市に土地の賃借料を支払っています。



資源化センター第一調整池に設置された  
大規模太陽光発電システム

## 第6節 地球温暖化防止の市民等への啓発

### 1. エコライフ出前講座の実施

#### (1)実施目的

公民館、学校などと連携し、出前講座を実施しています。直接市民とコミュニケーションを図るとともに、省エネ推進及び地球温暖化対策等を広く普及啓発します。

#### (2)実施内容

##### ①対象

公民館で行われる各種講座や PTA の家庭教育学級などの1コマとして環境関連の講座を組み込んだり、小・

中学校の総合的な学習の時間などを利用したりして実施しています。

#### ②役割分担

主管課等は、講座の企画・運営全般及び予算執行を行い、環境部は、講師として職員を派遣します。

#### ③講座の内容・テーマ等

省エネ推進及び地球温暖化対策等の普及啓発を図っています。

※市ホームページに事業のお知らせを掲載し、自治会や市民グループからの依頼にも応じています。

## 2. エコチャレンジファミリー認定事業の実施

本市の取り組んでいる省エネ推進事業を市民に広く展開していくために、平成15年度から市民参加型の「エコチャレンジファミリー認定事業」を開始しました。省エネナビ、簡易電力計及び省エネワークブックによるチャレンジコースを3コース設定し、コース修了者には「エコチャレンジファミリー」の認定証と参加記念品を贈っています。また、省エネナビ及び簡易電力計の2コースを修了した家族を、「ゴールド・エコチャレンジファミリー」に認定しています。令和6年度までに 1,625 家族をエコチャレンジファミリーに認定しました。

## 3. エコチャレンジスクール認定事業の実施(教育センター)

省エネ推進事業を学校教育の中で展開し、次代を担う子供たちを育成するために、平成15年度から「エコチャレンジスクール認定事業」を開始しました。これは、児童・生徒、教職員が、目標を立てて環境活動に取り組んでいる学校を「エコチャレンジスクール」として市独自で認定するというもので、学校版環境 ISO とも呼ばれています。

現在は、市立学校56校すべて(小学校32、中学校22、高校1、特別支援学校1)を認定し、各校で環境に配慮した取組が実施されています。

## 4. エコチャレンジイベント認定事業の実施

イベント本来の楽しさを損なうことなく、環境に与える影響を主催者・参加者が協力して減らすとともに、イベントを通して市民へ環境に配慮した取組を啓発するため、環境に配慮しようとするイベントを「エコチャレンジイベント」として認定する事業を平成16年9月から実施しています。令和6年度は、川越まつり、かわごえ産業フェスタ、かわごえ環境フォーラム等10イベントが認定されました。



「川越市エコチャレンジイベント」認定マーク



エコアクション21認証・登録研修会

## 5. エコチャレンジカンパニーの広場事業の実施

市内事業者が日々取り組んでいる環境にやさしい取組を積極的に公表し、PRする場や交流の場を提供することにより環境経営を促進していくことを目的として、平成19年2月に「エコチャレンジカンパニーの広場」を川越市ホームページ内に立ち上げました。今後は、掲載情報の充実を図るとともに、市内事業者の環境への取組をより多く収集できるよう検討していきます。

## 6. 川エコ市民運動の実施

家庭部門からの二酸化炭素排出量の削減と家計にやさしい節約の知恵を毎日の暮らしの中で実践できるように、「地球にやさしいエコライフ」と「小江戸の知恵」を融合させた「川越市民のエコライフ＝川エコ」市民運動を実施しています。広報、ホームページや各種イベントにおいて、市民がより身近なところから環境問題に関心を持ち、地球温暖化対策に取り組んでもらえるよう啓発を進めます。

## 7. 環境経営の普及促進

事業者に対し、環境経営の取組を推進するため、「エコアクション21」の認証取得の普及促進を行っています。平成21年度からエコアクション21審査員及びエコアクション21地域事務局さいたまの協力のもと、認証取得を支援する参加費無料の研修会を開催しています。令和6年度は狭山市、上尾市、富士見市、坂戸市、日高市、川島町と共同で開催しました。この研修会を通じて、令和6年度までに23事業者が認証を取得しました。

## 第6章 地域の環境衛生

### 第1節 地域環境美化活動

#### 1. クリーン川越市民運動(ごみゼロ運動)

公共の場の快適な環境づくりを推進するため、昭和58年5月に、クリーン川越市民運動推進協議会が設置され、同月、第1回のごみゼロ運動が実施されました。

この運動は春と秋の年2回行われ、それぞれの地域で、道路や河川などに捨てられているごみを拾うといった美化清掃活動を実施しています。しかし、どれほどごみを拾って片づけても、ごみを投げ捨てる人がいる限り、まちはきれいになりません。ごみの落ちていない清潔で美しいまちづくりのためには、年2回の市内一斉清掃だけでなく、日頃からの努力が必要です。そこでごみゼロ運動は、単なる美化清掃活動ではなく、参加者がこうした活動を実際に体験することで、市民としての誇りと自覚を身につけ、ごみを投げ捨てない心を育てていくことを目的としています。ごみゼロ運動は、投げ捨てられているごみを拾ってゼロにすることも必要ですが、投げ捨てられるごみがゼロであり、拾わなければならないごみをゼロにすることを目標としています。

図2-6-1 年度別ごみゼロ運動実績

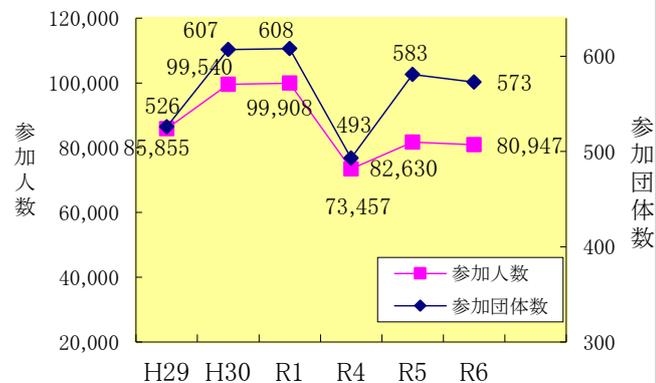
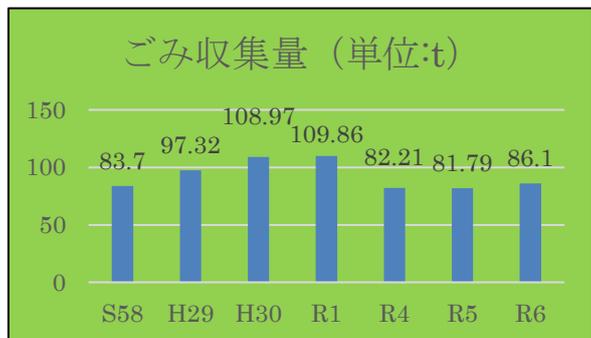


図2-6-2 ごみ収集量



※令和2年度、令和3年度ともに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。



ごみゼロ運動の様子

#### 2. 環境美化活動支援制度

平成19年度より、ボランティアとなる市民・事業者が里親となって、ごみ散乱が著しい公園、道路、河川等の公共施設を自らの養子とみなし、愛情と責任を持って美化清掃をする市内小中学校を対象とした「アダプトプログラム(愛称:ピュア・ハート川越)」(平成19年3月まで)と、自治会や老人会などの団体が、公園、道路、河川を自主的に清掃しようとするに対して、ごみ袋の支給や清掃用具の貸与などの支援を行う「地域環境美化活動支援制度」(平成19年3月まで)を統合し、気軽でより利用しやすい新制度ということで、住みよい美しいまちづくりを目的として、道路や公園、河川などの公共施設等の清掃活動を行うボランティアに、ごみ袋の支給やごみ挟み、啓発用ベスト、折りたたみリヤカーの貸出し等の支援を行う「環境美化活動支援制度」(平成19年4月より)を創設しました。

令和6年度は、67団体が清掃活動を実施しました。

また、埼玉県が実施している「アダプトプログラム」、「彩の国ロードサポート」、「川の国応援団」においては、ごみの収集・処理を本市で行っています。

令和6年度は、埼玉県の彩の国ロードサポートに45団体、川の国応援団に24団体が参加しています。

## 第2節 あき地の環境保全

本市では昭和44年11月1日、川越市あき地の環境保全に関する条例を制定し、管理が不十分なあき地の所有者または管理者に対し、あき地の良好な管理を行うよう指導しています。

人手不足や遠距離に生活しているなど、土地所有者等が処理できない場合もありますので、本市では業者をあつ旋する制度を設けています。

令和6年度に本市に寄せられたあき地に対する苦情件数は、118件ありました。

図2-6-3 あき地環境苦情処理の流れ(一例)

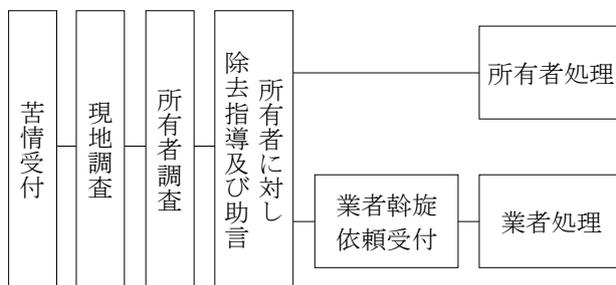


図2-6-4 令和6年度月別あき地苦情受理件数

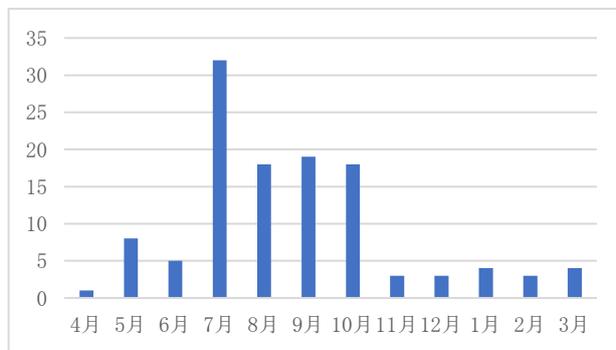
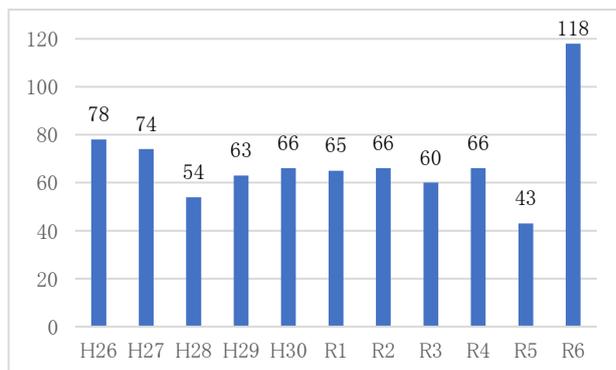


図2-6-5 年度別あき地の苦情受理件数



## 第3節 住民による河川浄化活動

### 1. 新河岸川を守る会

昭和45年12月に新河岸川の上流地域(野田町1丁目～岸町1丁目)の自治会で組織され、令和6年度末では27自治会(発足時は25自治会)が加盟しています。

主な活動は、沿岸の清掃、河川浄化啓発を目的とした桜まつり、河川浄化大会等です。

これらの自主的な活動と相まって河川管理者である埼玉県川越土木事務所(現 埼玉県川越県土整備事務所)でも、本市と協力して親水公園づくりを進め、平成元年6月坂下橋に濯紫公園が完成し、また平成2年6月には赤間川公園を整備しました。平成16年秋の褒章では、長年にわたる活動が評価され「緑綬褒章」を受章しました。

### 2. 不老川を守る会

本市南部の福原地区を中心に流下し、岸町1丁目地内で新河岸川と合流する一級河川である不老川は、昭和58年度より3年間水質汚濁のワースト1(環境省調査)となり、その浄化の必要性が生じ昭和63年4月に大東、福原、高階地区及び岸町、新宿町地区の流域65自治会で、「不老川を守る会」が結成されました。(令和6年度末では42自治会)

主な活動は、生活雑排水の浄化啓発を中心に、沿岸の清掃、不法投棄防止の啓発等です。

### 3. 霞ヶ関小畔川をきれいにする会

昭和51年4月に霞ヶ関地区の小畔川流域地元住民によって結成されました。主な活動は、沿岸の清掃、不法投棄防止の啓発等です。

### 4. 小畔川を守る会

平成2年8月に霞ヶ関地区、名細地区、霞ヶ関北地区の関係自治会で結成されました。主な活動は、小畔川の浄化、美化、清掃、浄化啓発等です。

### 5. 伊佐沼の蓮を咲かそう会

平成10年8月に、伊佐沼の水質向上と周辺環境の美化を図り、沼に蓮を咲かせる環境づくりをめざして伊佐沼周辺住民によって結成されました。

主な活動は、伊佐沼の清掃活動、蓮の移植等です。

## 第7章 緑地保全・緑化推進

### 第1節 現状と課題

#### 1. 緑の現状

平成26年3月現在(空中写真のオルソ画像より「緑被率標準調査マニュアル」に基づき緑被等を抽出)、本市における緑の現況面積は5,664.9haで、市域面積の51.9%を占めています。

その内訳は「農地、牧草地その他これらに類するもの(以下、農地)」が3,894.9haで最も多く、次いで「水面・水辺」が867.0ha、「山林・原野その他これらに類するもの(以下、山林)」が473.9ha、「公共施設緑地」が162.9ha、「都市公園」が161.3ha、「民間施設緑地」が104.9haの順となっています。「農地」は、市街化区域を取り囲む形でまとまった規模で位置しており、市街化区域内においても、南古谷地区・高階地区・福原地区・大東地区等の市の南部を中心に点在しています。しかし、後継者不足による農業の衰退や宅地開発等により、農地面積は減少しています。「山林」は、福原地区・霞ヶ関地区西部・名細地区北部等にまとまった規模で分布しています。これらの山林の多くは雑木林です。また、市街化区域内の山林は少なく、社寺境内地に見られる程度となっています。山林もまた相続対策による売却や宅地開発等のため伐採が進み、その面積は年々減少しています。「水面・水辺」は、入間川・小畔川が、本市を取り囲むように流れています。東部の古谷地区には、県内最大規模の自然湖沼である伊佐沼が位置し、ここから九十川が南部に向かって流れています。また、本庁地区を取り囲むように流れる新河岸川をはじめ、多くの河川が市内を流れています。

#### 2. 緑の課題

##### (1) 緑の保全・維持・活用に関する課題

以下の水辺や樹林地、農地等は、本市において環境保全機能(生物生息空間、環境基盤の骨格等)、レクリエーション機能(市民が自然や農業とふれあう空間)、防災機能(避難地および避難路、延焼を防止する緑地)、景観保全機能(歴史景観、自然景観、田園景観)を有する緑として保全・維持・活用について検討を進める必要があります。

- ・荒川、入間川、小畔川、新河岸川等の河川
- ・伊佐沼等の池沼
- ・福原地区、霞ヶ関地区西部、名細地区北部等の樹林地

- ・湧水の水源となる樹林地
- ・歴史ある社寺の緑や屋敷林等
- ・市街化区域の農地(生産緑地)
- ・市街化調整区域の農地(農業振興地域農用地)
- ・学校や公園、道路等の緑

##### (2) 都市緑化の推進に関する課題

- ① 本市は今後も引き続き市街化が進むと考えられます。これまでの民有地や公共施設に対する緑化施策を継続すると同時に拡大する市街地において緑地協定の締結や屋上、壁面、駐車場等における緑化等、都市に緑を創出する施策を推進する必要があります。
- ② 土地区画整理事業区域や今後整備される都市計画道路等については、緑化施策の展開により都市に緑の空間を創出することが必要です。
- ③ 市民・事業者・民間団体及び市の連携による都市の緑化を推進していくしくみづくり等が必要です。

### 第2節 緑の基本計画の推進

#### 1. 緑の基本計画の目的

緑の基本計画は、本市の緑地保全、緑化推進の施策における長期指針です。市民との協働の観点から、市民の緑に対する積極的な姿勢を支援する内容にもなっています。そして都市公園の整備や都市計画制度に基づく緑地の保全だけではなく、都市計画制度によらない公共施設や民有地の緑化、普及啓発活動等の諸施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

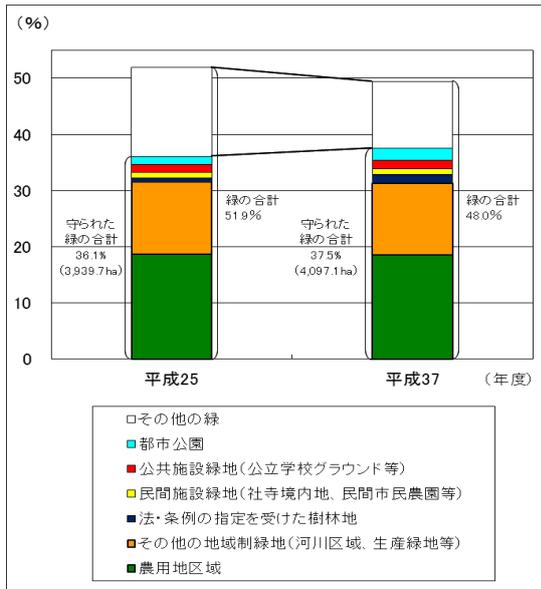
#### 2. 計画の目標

(1) 法指定の拡大や施設緑地の整備により、市域に対して約4割の緑を維持していくことを目指します。

平成26年3月末現在、本市には5,664.9haの緑(樹林地、農地、河川、都市公園等)があり、市域に対する割合は51.9%となっています。このうち、緑地(法規制や公園整備等により守られた緑)は3,939.7haであり市域に対する割合は36.1%となります。

本計画では、市域の約4割にあたる約4,100haの緑を将来にわたり維持していくことを目標とし、地域制緑地の指定や都市公園等の整備に努めていきます。

図2-7-1 市域に対する緑の維持目標

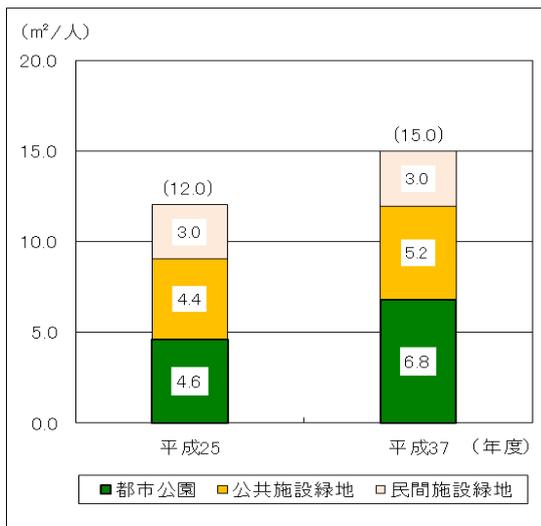


(2) 都市公園や広場等の面積を、現在の約1.3倍(市民一人当たり 15.0 m<sup>2</sup>)とすることを目指します。

都市公園や広場等の施設緑地の総量は、平成26年3月末現在、市民一人当たり 12.0 m<sup>2</sup>となっています。

今後、都市公園の新たな整備はもちろんのこと、公共施設の緑地を増やし、また、市民の森や市民農園の増設等にも積極的に取り組むことで、現在の約1.3倍、人々がうるおいと安らぎを感じることができる良好なまちの基準となる市民一人当たり 15.0 m<sup>2</sup>の緑地の確保に努めます。

図2-7-2 都市公園や広場等の面積の目標



(3) 法や条例等の指定により維持する樹林地の面積を約2倍に拡大することを目指します。

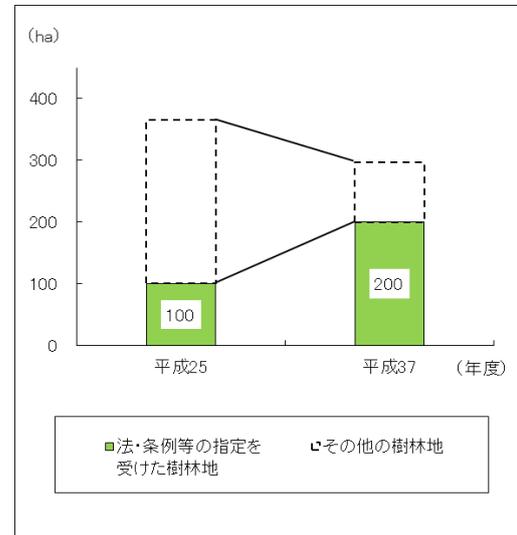
樹林地は多くの生き物の生息・生育空間であり、豊かな自然が存在しています。しかし、開発が進み年々減少の一途をたどっています。

平成26年3月末現在で、福原地区を中心に約 100haの樹林地をふるさとの緑の景観地、保存樹林及び市民

の森の各制度により指定していますが、これは、樹林地全体の約23%にすぎません。

そこで、現在、未指定の樹林地に対して指定を進めることにより、法や条例等の指定を受けた樹林地の面積を目標年次(平成37年)までに約2倍の 200haとしていくことを目指します。

図2-7-3 樹林地の面積の目標



(4) 都市化の著しい市街地の中の緑を増やします。

都市公園の整備や公共施設については、接道部の緑化が可能となる部分は 100%の緑化を目指します。

また、民有地についても、緑のカーテンの一般家庭への普及推進に努め、緑化を推進していきます。

(5) 市民・事業者・民間団体及び市の協働により緑化を推進します。

緑豊かなまちづくりのためには、その担い手である市民・事業者・民間団体及び市が協働し、緑を守り、つくり、育てていく必要があります。このためのしくみづくりを推進します。

### 3. 計画の実現に向けて

本計画は、本市の特性を生かした、よりよい環境を将来に向けて形成するため、長期的な目標として平成37年を目標年次として設定した計画です。

計画の推進のためには、進行管理が不可欠であり、推進体制の整備や施策の着実な実施に向けての取組が重要であることから、以下の事項の推進に努めます。

### (1) 緑のパートナーシップの形成

緑豊かなまちづくりは、市民・事業者・民間団体及び市が一体となって進めていくため、「かわごえ環境ネット」等を通じて、緑に関する取組の総合的な推進を図るものとします。

### (2) 国・県や周辺市町との連携

緑は連続性が確保されるほど、生物生息空間や防災といった存在機能を高めます。本市の緑は、市南部の樹林地をはじめとして、周辺の市町から連続しているものが少なくありません。これらの保全にあたっては、埼玉県広域緑地計画との整合をとりながら、周辺の市町とも連携を図っていきます。

## 第3節 緑地保全

### 1. 緑地保全事業

都市化の進む現代は、温室効果ガスの排出増大による地球温暖化、フロンガスによるオゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少など地球規模の環境破壊が広がっており、その原因の大部分は、都市部の人の活動によるものと考えられます。その意味では、地球環境問題は都市の環境問題ともいえます。

この問題を改善するには、私たち人間が行う経済活動や快適さを求めすぎる生活を見直さなければならないと同時に、現存する森林などの緑をこれ以上減らさないように保全していかなければなりません。

緑地保全事業は、市内にあるまとまった樹林地等を保全するための施策を講じ、そのことにより、うるおいと安らぎのあるまちづくりを推進することを目的としています。

### 2. 個別事業

#### (1) 保存樹木・保存樹林指定事業

##### ①目的

この事業は、市内に残る民有の樹木・樹林を市が「保存樹木・保存樹林」に指定し、所有者に奨励金を交付することにより伐採を抑止し、緑の保全を図ることを目的とする事業です。

##### ②事業内容

市は、樹木や樹林を次の指定基準に基づき、保存樹木・保存樹林として指定し、その所有者に対し維持管理費の一部に充てていただくため奨励金を交付しています。

##### ③指定基準

#### イ. 保存樹木

市街化区域内の樹木で、次のいずれかに該当し、かつ健全であること。

- ・1. 5mの高さにおける幹周が1. 5m以上。
  - ・樹高15m以上。
  - ・はん登性樹木で、枝葉の面積が30㎡以上。
- ※はん登性樹木とは、つる等により木や石等に付着して枝葉を広げる樹木。

#### ロ. 保存樹林

市街化区域においては500㎡以上、市街化調整区域においては1,000㎡以上の健全な樹木の集団。

#### ④奨励金の額

保存樹木＝2,800円/本(年額)

保存樹林＝市街化区域 21円/㎡(年額)

市街化調整区域 2円/㎡(年額)

#### ⑤指定実績(令和6年度末現在)

保存樹木 指定本数	136本
保存樹林 指定面積	359,260.5㎡ (市街化区域 42,211.0㎡・ 市街化調整区域 317,049.5㎡)

### (2) 市民の森指定事業

#### ①目的

市民の森は、市が民有林を借上げて市民が利用できるように整備、維持管理(小道やベンチ等の設置、樹木の剪定)し、市民に憩いの場を提供している森です。

この事業は、民有林をこのように高度利用することにより、緑地の保全を図り、同時に良好な生活環境を確保することを目的とする事業です。

#### ②事業内容

市民の森は、地域の生態系や地域住民の利用を考慮して整備し、維持管理・補修を行っています。

#### ③指定基準

面積が概ね3,000㎡以上の樹木が健全な樹林で、市民の利用が見込めるもの。

#### ④指定箇所(令和6年度末現在)

指定番号	所在地	面積(㎡)	指定年度
第1号	小堤31番外	13,533	昭和60年度
第6号	笠幡1674番1外	3,749	平成3年度
第7号	中台3丁目13番1外	6,458	平成6年度
第8号	大袋452番1外	14,408	平成9年度
第9号	笠幡2646番1	2,020	平成10年度
合計		40,168	

### (3) アメリカシロヒトリ防除機械貸付け及び薬剤交付事業

#### ①目的

この事業は、アメリカシロヒトリの防除を行おうとする自治会等に対し、薬剤噴霧器等の貸付け及び防除用薬剤を交付し、樹木の保護及び生活環境の向上を図ることを目的とする事業です。

#### ②事業内容

アメリカシロヒトリの防除を行おうとする自治会等に対し、アメリカシロヒトリ防除機械の貸付け及び防除用薬剤の交付を行っています。

#### ③実績

年度	薬剤交付量	防除機械貸出台数
令和4年度	2,600ml	2台
令和5年度	400ml	3台
令和6年度	2,200ml	1台

### (4) 野生鳥獣保護事業

#### ①目的

この事業は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護事業の実施及び狩猟の適正化により生物の多様性の確保、生活環境の保全及び農林水産業の健全な発展に資することを目的としています。

#### ②事業内容

##### イ. 野生鳥獣飼養登録事務

野生鳥獣を飼養しようとする場合の飼養登録事務を行っています。ただし、埼玉県では愛がん目的(ペット)としての新規登録を認めていません。

##### ロ. 有害鳥獣捕獲許可事務

野生鳥獣が生活環境被害、農林水産物被害等を及ぼしている場合、原則として被害防除策を講じ、被害の縮小を図るように努めていただきますが、防除策によっても被害が防止できないと認められたとき、許可を得て有害鳥獣の捕獲を実施することができます。

##### ハ. 販売禁止鳥獣等の販売許可事務

食料品として大変美味しいヤマドリ(加工された食料品を含む)の違法捕獲防止のため、販売を行おうとする者は許可を得る必要があります。

##### ニ. 特定外来生物の防除

本市では、特定外来生物に指定されているアライグマの被害が増加しています。アライグマは、もともと地域にいる生き物の居場所を奪ったり、食べ物の取り合いをしたりして生態系に大きな影響を与えるため、行政等によ

る防除が許されています。

#### ③実績

年度	飼養登録件数	有害鳥獣捕獲許可件数 (()は許可証発行枚数)	アライグマ防除頭数
令和4年度	7件	34件(162枚)	160頭
令和5年度	6件	37件(145枚)	240頭
令和6年度	5件	26件(78枚)	292頭

## 第4節 緑化推進

### 1. 緑化推進事業

現在の地球環境は、温室効果ガスによる温暖化、オゾン層破壊、酸性雨、熱帯雨林の減少など、環境破壊が広がっています。植物は、空気中の二酸化炭素や窒素酸化物を吸収し、私たち人間を含め動物が生きるために必要な酸素を供給してくれます。また、私たち人間が快適な生活を求めた結果、上昇した気温を冷やすとともに、都市気象の緩和、自然生態系の維持に欠かせないものです。緑化推進事業は、緑地保全事業で既存の緑をこれ以上減らさないように施策を講じると同時に、特に市街地の緑を積極的に増やしていく施策を実施し、もって市民が快適で健康な生活を送ることができるまちにすることを目的とする事業です。

### 2. 個別事業

#### (1) 苗木配布事業

##### ①目的

この事業は、市民が苗木を植えて育てることにより緑化に対する意識の向上を図り、また、各家庭の緑化を推進し、まちの緑化に貢献することを目的として実施しています。

##### ②事業内容

市が主催するイベント等を利用して、市民に対し苗木のプレゼントを実施しています。市の木カシ・市の花ヤマブキを含め、4種類程度の苗木をプレゼントしています。



苗木配布事業の様子

### ③実績

昭和58年度から令和6年度の42年間で、合計 75,150本の苗木を配布しました。

年度 (実施日)	配布 本数	配布場所	配布樹木
令和4年度 (11月20日)	500本	環境プラザ (つばさ館まつり)	ヤマブキ、ウバ メガシ、オオデ マリ、キンカン、 ブルーベリー
令和5年度 (11月19日)	300本	環境プラザ (つばさ館 まつり)	ヤマブキ、ウバ メガシ、コデマ リ、ブルーベリ ー
令和6年度 (11月17日)	320本	環境プラザ (つばさ館 まつり)	ヤマブキ、ウバメ ガシ、ニワウメ、 ブルーベリー

### (2)市民花壇設置事業

#### ①目的

この事業は、緑に関する市民の意識の向上を図り、また、まちの環境美化及び緑化の推進を図ることを目的とする事業です。

#### ②事業内容

道路脇や公園などの公共施設の空きスペースに、市民参加型の花壇を設置(または既存の花壇を活用)し、ボランティアグループの方々から草花を育ててもらいます。市民花壇に植える草花は、春と秋に市が支給しており、ボランティアグループが日常の花壇のお世話をするのは、まちの環境美化(緑化)における協働事業といえます。

### ③実績

年度	新規設置場所	指定状況
令和4年度	南小畔川花壇、レーベンスクエア コンサルティエ花壇、普通河 川39-55号花壇	(84箇所) 1966.0 m <sup>2</sup>
令和5年度	六塚稻荷神社境内地花壇、仙波 町1丁目北団地花壇、県営川越 小堤団地花壇、月吉町公園花壇	(85箇所) 1967.6 m <sup>2</sup>
令和6年度	仙波町保育園花壇、的場団地花 壇、県営川越いせはら団地花壇	(84箇所) 1484.7 m <sup>2</sup>



市民花壇

### (3)緑の募金交付金緑化事業

#### ①目的

この事業は、市民の皆様の寄附により集められた緑の募金\*1により、公共施設の緑化事業等を実施し、市内の緑化の推進及び緑地の保全を図ることを目的とする事業です。

\*1 緑の募金による森林整備等の推進に関する法律により、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会が主体となり実施している募金で、集められた募金は本市を含む埼玉県内の緑化に使われています。

#### ②事業内容

##### イ. 緑の募金(家庭募金)交付金緑化事業

緑の募金(家庭募金)は、自治会連合会の協力を得て、一般家庭より寄附された募金で、その募金を使い、市内の公共施設の緑化事業等を実施しています。

##### ロ. 緑の募金(一般募金)交付金緑化事業

緑の募金(一般募金)は、街頭募金、企業募金、職場募金、学校募金などがあり、いずれも緑化の推進のために寄附された募金で、家庭募金と同様に公共施設の緑化に使われています。

##### ハ. ゴルフ緑化促進会委託金緑化事業

ゴルフ緑化促進会からの委託金により、緑の募金と同様に市内の公共施設の緑化事業等を実施しています。

### ③実績

#### イ. 緑の募金(家庭募金)交付金緑化事業

年度	実施箇所
令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>産業観光館</li> <li>みよしの支援センター</li> <li>伊勢原町3丁目自治会集会所</li> <li>霞ヶ関第二保育園</li> <li>的場蟹ヶ淵</li> <li>大字笠幡地内南小畔川</li> </ul>
令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>六塚稻荷神社境内地</li> <li>かわつる三芳野団地</li> <li>県営川越小堤団地</li> <li>菅間第二学校給食センター</li> <li>仙波町1丁目北団地</li> <li>月吉町公園</li> </ul>
令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>川越南文化会館</li> <li>仙波町保育園</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・的場団地</li> <li>・川越測定局</li> <li>・川越市立富士見中学校</li> </ul>
--	--

ロ. 緑の募金(一般募金)交付金緑化事業

年度	実施箇所
令和4年度	・実績なし
令和5年度	・実績なし
令和6年度	・実績なし



緑のカーテン(公共施設)

ハ. ゴルフ緑化促進会委託金緑化事業

年度	実施箇所
令和4年度	・泉小学校
令和5年度	・実績なし
令和6年度	・実績なし

ロ. 自治会館等の緑のカーテンモデル事業

年度	設置箇所
令和4年度	・的場下組自治会等 15自治会
令和5年度	・広栄町自治会等 13自治会
令和6年度	・南台3丁目自治会等 14自治会

(4)「緑のカーテン」モデル事業

①目的

この事業は、緑のカーテンを保育園、公民館などの公共施設に設置することにより、設置のモデルを市民に示し、一般家庭等への普及を図ることを目的とする事業です。

②緑のカーテンとは

緑のカーテンは、地球温暖化やヒートアイランド現象対策として注目され、容易に楽しみながら取り組むことができる簡易型壁面緑化です。建物前面に張ったネットにつる植物(ゴーヤ・アサガオ・ヘチマ等)を絡ませ、建物内への陽射しを遮ることにより、室温の上昇を抑制します。これにより、空調機器の電気消費量を抑制し、省エネルギーにも繋がります。また、植物の開花や実の収穫が楽しめるほか、景観の質の向上にも役立ちます。

③実績

イ. 公共施設の緑のカーテンモデル事業

年度	設置箇所
令和4年度	・市役所本庁舎の一部 ・保育園12園 ・北部地域ふれあいセンター等 31施設
令和5年度	・市役所本庁舎の一部 ・保育園11園 ・北部地域ふれあいセンター等 26施設
令和6年度	・市役所本庁舎の一部 ・保育園11園 ・北部地域ふれあいセンター等 26施設



緑のカーテン(自治会館等)

**第5節 緑の基金**

①事業実施の背景

都市化の進展に伴い、緑地の減少が著しい近年の状況のなか、緑豊かな住みよい環境づくりに資するため、また、市内の緑化の推進及び緑の保全を図るため、平成2年度に川越市緑の基金条例を制定しました。

②目的

市内の緑化の推進及び緑の保全を図ることを目的としています。

緑の基金は、本市の一般財源と市民・事業者等からの寄附により構成され、市の緑化推進及び緑の保全に関する財源として活用します。

③基金の積立

基金の目的に対し指定寄附された額及び一般会計の歳入歳出予算で定める額について、基金に積立しています。

#### ④基金の活用

基金を活用した市内の緑化や啓発活動を行うことにより、基金について多くの市民に理解を深めていただくとともに、積立の増額を図ります。

#### ⑤現在の積立額

令和6年度末現在の積立額は、171,702,615 円となっています。

## 第8章 環境教育・学習の推進

### 第1節 こどもエコクラブ

こどもエコクラブは、幼児(3歳)から高校生までなら誰でも参加できる環境活動クラブです。子どもたちの環境保全活動や環境学習を支援することにより、子どもたちが人と環境の関わりについて幅広い理解を深め、自然を大切に思う心や環境問題解決に自ら考え行動する力を育成し、地域の環境保全活動の環を広げることを目的としています。令和6年度は、全国で約2,385クラブ、約97,955名の会員の登録がありました。

本市においても平成7年度より登録を開始し、令和6年度は4クラブ38名の会員が環境保全活動に取り組みました。市の主催で、研修会・発表会を年度ごとに各1回ずつ開催しています。

表2-8-1 川越市こどもエコクラブ登録状況(令和6年度)

	クラブ名	構成	メンバー数	サポーター数	合計
1	ふくはら子どもエコクラブ	家族・友達	18	5	23
2	Angels	家族・友達	2	2	4
3	ワンダーなんだあくらぶ	家族・友達	16	18	34
4	ふくざわ	家族・友達	2	2	4
			38	27	65

### 第2節 環境月間ポスターコンクール

昭和47(1972)年6月5日から2週間、ストックホルムで開催された国連人間環境会議において、日本代表が毎年6月5日から1週間を「世界環境週間」とすることを提唱し、これを受けて国連では、6月5日を「世界環境デー」と決めました。わが国では、環境庁(現:環境省)の主唱により、昭和48年度から平成2年度までの間、6月5日からの1週間を「環境週間」とし、平成3年度からは、毎年6月の1ヶ月間を「環境月間」としています。また、

平成5年11月に制定された環境基本法において、事業者及び国民の間に広く環境の保全についての関心と理解を深めるとともに積極的に環境の保全に関する活動意欲を高めるため、6月5日を「環境の日」として定め、国や地方公共団体等により各種の催しなどが実施されています。

本市でもこの趣旨を踏まえ、昭和50年度より大気汚染や水質汚濁等をテーマにした「環境週間ポスターコンクール」を実施してきました。平成7年度からは、地球規模の環境問題などもテーマとした「環境月間ポスターコンクール」として開催しています。

令和6年度は、小学生55名、中学生47名の合計102名の応募がありました。令和6年8月20日から8月25日まで、環境プラザ(つばさ館)2階にて入選作品展示会を行いました。

### 第3節 星空観察の集い

星空を観察するという身近な方法を通じて、大気環境の状態を調査し、大気環境保全の重要性を市民の方に考えていただく機会とするために、平成5年度から「川越市星空観察の集い」を夏期・冬期の年2回実施しています。

令和6年度は、令和6年8月23日(参加者33名)、令和7年1月31日(参加者29名)に実施しました。

当日は、市内小学校教諭等による星座についての説明やプラネタリウムの鑑賞、天体望遠鏡や双眼鏡を利用した星空観察を行いました。



星空観察の様子